第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月２日
担　当　課	文化財保存活用課

契約業者名・住所	有限会社　八柱造園　松戸市７丁目４１９番地
工事等の名称	六実六高台地区野馬除土手倒木にかかる植栽処理委託
工事等の場所	小金五香六実野馬除土手(松戸市五香８丁目３１－１ほか)
種　別	委託
工事等期間	契約締結日から令和８年５月２２日まで
契約金額	３３６，６８８円
工事等の概要	倒木した幹の撤去・処分及び、残存樹木の伐採・剪定を行う。
随意契約の理由	令和８年５月３日深夜から５月４日未明にかけての強風で、当課の管理する市指定文化財の小金牧五香六実野馬除土手（五香八丁目３１-１ほか）に生える樹木から、二股に分かれた幹が裂け倒れる事案が発生した。倒木した幹は、野馬除土手の北側脇を通る道路を塞ぐ形で倒れたため、車両と通行人の交通が困難となった。そのため、緊急対応として市道路維持課が株式会社湯浅建設に連絡を取り、道路の応急復旧として折れた幹を敷地内に移動し交通を可能にする作業を行った。 折れた幹は、野馬除土手の敷地内に置かれたままの状態であり、早急な処分を要する。また残存した植栽も、裂けた部分が弱くなっており再度の倒木の危険があることに加え、幹が折れたことでバランスが悪くなり、さらに倒木の危険が高くなっていた。最近強風が多いことも勘案すると、早急な対処が必要であっ

	た。 有限会社八柱造園は、令和６・７年度と小金牧五香六実野馬除土手の危険木処理を受託していて、付近の植栽について知悉しており、早急で確実な対処が可能である。 　そのため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号の規定を適用し随意契約とし、有限会社八柱造園を契約相手方として選定するものである。